

## 宮城県消費生活サポーター設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域レベルでの消費者教育を推進し、「自立する消費者」の育成を図るため、宮城県が設置する宮城県消費生活サポーター（以下「サポーター」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (サポーターの活動)

第2条 サポーターは、県からの要請に基づき、次の各号に掲げる活動を行う。  
なお市町村からの要請があった場合も同様に活動を行う。

- (1) 啓発用資料等の配布及び説明
- (2) 消費者啓発のためのイベントなどへの協力
- (3) 消費生活に係る講座及び学習会等の補助
- (4) 地域の消費生活情報の収集
- (5) 消費者及び行政への消費生活情報の提供

### (サポーターの委嘱)

第3条 サポーターは、消費生活の安定及び向上の推進に熱意と識見を有する個人又は事業者、事業者団体、消費者団体、福祉関係機関・団体等（以下単に「団体」という。）とし、応募者又は応募団体の中から知事が委嘱するものとする。

- 2 県内に複数の事業所又は事務所を有する団体は1事業所又は事務所単位を1つの団体として取り扱うものとする。
- 3 知事は、サポーターを委嘱したときは、当該サポーターに委嘱状を交付するものとする。

### (個人による応募)

第4条 個人として応募するサポーターの応募資格は、次の各号のすべてを満たす個人とする。

- (1) 消費生活や消費者問題に関心があり、サポーターに相当と認められる者であること
  - (2) 宮城県内に居住していること
  - (3) 県が開催する養成講座に参加できる者であること。なお、養成講座受講者と同等程度の知識を有すると認められる者は、養成講座の受講を省略することができるものとする。
- 2 サポーターになろうとする個人は、宮城県消費生活サポーター応募用紙（別

記様式第1号)を消費生活・文化課長(以下「課長」という。)に提出するものとする。

(団体による応募)

第5条 団体として応募するサポーターの応募資格は、次の各号を満たす団体とする。

- (1) 消費生活や消費者問題に関心があり、サポーターに相当と認められる団体
- (2) 宮城県内に事業所又は事務所を有する団体であること
- (3) 県が開催する養成講座に団体の中から1人以上が参加できる団体であること。

2 応募に当たっては、「個人」を「団体」と読み替え、第4条第2項の規定を準用するものとする。

(サポーターの委嘱期間)

第6条 サポーターの委嘱期間は委嘱の日から3年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 再委嘱を希望するサポーターは、宮城県消費生活サポーター継続届(別記様式第2号)を課長に提出するものとする。

(身分証の交付)

第7条 課長は、サポーターに対し宮城県消費生活サポーター証(別記様式第3号、以下「身分証」という。)を交付するものとする。

2 サポーターは、身分証の取扱いに関して、以下の各号を順守しなければならない。

- (1) 身分証は、他人に貸与し、譲渡し、又は不正に使用しないこと
- (2) サポーターの業務に従事するときは、身分証を携帯すること
- (3) 身分証を紛失したときは、直ちに課長へ届け出ること
- (4) 委嘱期間が満了したときは、速やかに身分証を課長へ返還すること。ただし、再委嘱を申し出た者はこの限りではない

3 サポーターは、第9条の規定により解嘱されたときには、速やかに身分証を課長へ返還しなければならない。

(氏名等の変更)

第8条 サポーターは、氏名、団体名、住所及び電話番号のいずれかに変更が生

じたときは、速やかに氏名等変更届（別記様式第4号）を課長へ提出するものとする。

（解嘱）

第9条 知事は、サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、解嘱するものとする。

- （1）県外に転出したとき
- （2）その他、サポーターから辞任の申し出があったとき
- （3）サポーターとして適当でないと認められるとき

2 サポーターは前項第1号及び第2号の理由により辞任を申し出るときは、宮城県消費生活サポーター辞任届（別記様式第5号）を知事へ提出するものとする。

（活動連絡・報告）

第10条 サポーターは、第2条に規定する活動以外の活動を行う場合は、事前に課長と協議するものとする。

2 サポーターは、その年度中の活動の結果を宮城県消費生活サポーター活動報告書（別記様式第6号）により、翌年度の4月末までに課長へ報告するものとする。

（経費負担等）

第11条 サポーター活動に要する経費は、原則として各サポーターの負担とする。

（遵守事項）

第12条 サポーターは、活動するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- （1）職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- （2）特定の商品・サービスの宣伝、団体への勧誘など本来の活動とは無関係な行為を行ってはならない。
- （3）サポーターには法令に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていないため、事業者の営業妨害のおそれのある行為を行ってはならない。
- （4）この要領による活動のほかに、県の承諾を得ずに「宮城県消費生活サポーター」を標榜した活動を行ってはならない。

(5) 事故等の発生を防止するため、生命・身体等の安全を確保しつつ活動すること。

(6) その他、サポーターとしての信頼を失う行為を行ってはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年11月16日から施行する。

## 宮城県消費生活サポーター応募用紙（個人用）

**【お申込方法】**

郵送またはFAX, E-Mailにてお申し込み下さい。

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県消費生活センター

FAX：022-211-2959

E-Mail：syoubuns@pref.miyagi.jp

**【お申込期限】**

平成 年 月 日（ ）必着

**※必須項目**

平成 年 月 日現在

※ふりがな			
※氏名		※性別	男・女
※生年月日	年 月 日 満 歳		
※自宅住所	〒 e-mail:		
※電話番号		FAX	
勤務先			
職業	該当する事項に一つのみ○印をお願いします。 会社員      自営・自由業      学生 主婦・主夫      パート・アルバイト      無職      その他		
消費者問題に関する活動歴	他の自治体等における当サポーター制度と同様の制度において、 1年以上の活動がある場合、認定証、活動報告書等の写しを添付願います。		
※応募理由			
※自己PR			
認定講座受講希望日	1日目	2日目	
	会場	会場	会場

宮城県消費生活サポーター応募用紙（団体用）

【お申込方法】

郵送またはFAX, E-Mailにてお申し込み下さい。

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1  
宮城県消費生活センター

FAX：022-211-2959

E-Mail：syoubuns@pref.miyagi.jp

【お申込期限】

平成 年 月 日（ ）必着

※必須項目

平成 年 月 日現在

※ふりがな			
※団体名			
※ふりがな			
※代表者職・氏名			
※団体所在地	〒 e-mail:		
※電話番号		FAX	
消費者問題に関する活動歴	他の自治体等における当サポーター制度と同様の制度において、1年以上の活動がある場合、認定証、活動報告書等の写しを添付願います。		
活動予定	当サポーター制度において、事前に予定している活動がある場合、記入願います。		
認定講座受講希望日	1日目	2日目	
	会場	会場	

様式第2号

平成 年 月 日

宮城県環境生活部消費生活・文化課長 殿

登録証No. \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 宮城県消費生活サポーター一継続届

私は、宮城県消費生活サポーターとして引き続き活動したいので、届け出ます。

※ 委嘱期間が終わる14日前までに宮城県環境生活部消費生活・文化課まで提出してください。

(注意)

- 1 この身分証は、他人に貸与し、又は譲渡し不正に使用しないこと。
- 2 サポーターの業務に従事する時は、身分証を携帯すること。
- 3 身分証を紛失した時は、直ちに消費生活・文化課長へ届け出ること。
- 4 委嘱機関が満了した時は、速やかに身分証を課長へ返還すること。ただし、再委嘱を申し出た者はこの限りではない。

**宮城県消費生活サポーター証**

No. **0001** (氏名) **宮城 太郎**

(委嘱期間)平成27年4月1日～平成30年3月31日

上記の者は、宮城県消費生活サポーターであることを証明します。

印

平成27年4月1日

宮城県環境生活部消費生活・文化課長



様式第4号

平成 年 月 日

宮城県環境生活部消費生活・文化課長 殿

登録証No. \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

宮城県消費生活サポーター氏名等変更届

下記のとおり変更が生じたので、届け出ます。

記

変更事項	信	旧
住所		
氏名		
電話番号		

※ 該当する項目のみ記入すること。

様式第5号

平成 年 月 日

宮城県環境生活部消費生活・文化課長 殿

登録証No. \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 宮城県消費生活サポーター辞任届

次の理由により宮城県消費生活サポーターを辞任したいので、届け出ます。

辞任の理由

※ 宮城県消費生活サポーター証を添付すること。

平成 年 月 日

宮城県環境生活部消費生活・文化課長 殿

登録証No. \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 宮城県消費生活サポーター活動報告書

平成 年度の消費生活サポーターとしての活動内容は、下記のとおりです。

### 記

1. 活動内容（あてはまるもの全てに☑して下さい。）

- 啓発用資料等の配布及び説明
- 消費者啓発のためのイベントなどへの協力
- 消費生活に係る講座及び学習会等への補助
- 地域の消費生活情報の収集
- 消費者及び行政への消費生活情報の提供
- その他

2. 具体的な活動内容を記入してください。

年 月 日	活 動 内 容

※ この報告書は、翌年度4月末日まで宮城県環境生活部消費生活・文化課まで提出してください。

※ 消費生活に関する講座・セミナー等に参加した場合も、実績として報告してください。

## 市町村の消費者教育普及・啓発活動への参加について

宮城県消費生活サポーター制度においては、宮城県消費生活センターによる消費者教育普及・啓発活動への参加・協力のほかに、市町村における同様の活動についても、消費生活サポーター様方の積極的な参加をお願いしております。

つきましては、市町村による消費者教育普及・啓発活動の際、消費生活サポーターメンバーの情報を市町村と共有させて頂く場合がございます。情報の共有についてご同意頂ける場合は、共有可能な情報についてチェックして頂き、ご署名をお願いします。

### 市町村との情報共有について

同意する

同意しない

#### 同意頂ける情報

氏名

生年月日

住所

電話番号

活動歴

宮城県環境生活部消費生活・文化課長 殿

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_